

平成29年度決算に基づく

財政の健全性を示す指標の算定結果を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により算定した
4つの「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します。

健全化判断比率

実質赤字比率

財政規模に対する一般会計等の赤字の割合です。
山口市の一般会計等は、一般会計のほか、地域下水道特別会計、
特別林野特別会計の合計です。
この比率が大きいほど財政運営は厳しい状態です。

山口市の状況は？

⇒ 収支決算は黒字(約8億円)です。

早期健全化基準 11.33%
財政再生基準 20.00%

— 赤字額は
ありません。

連結実質赤字比率

財政規模に対する全会計の赤字の割合です。
全会計とは、一般会計等や水道事業、下水道事業など全事業の
合計です。
この比率が大きいほど財政運営は厳しい状態です。

山口市の状況は？

⇒ 収支決算は黒字(約61億円)です。

早期健全化基準 16.33%
財政再生基準 30.00%

— 赤字額は
ありません。

実質公債費比率

財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額などの割合で、
3か年の平均で比率を算出します。
この比率が大きいほど資金繰りが厳しい状態です。

山口市の状況は？

⇒ 比率の数値は良好です。

早期健全化基準 25.0%
財政再生基準 35.0%

4. 4%

将来負担比率

財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの
割合です。
この比率が大きいほど将来の市の財政を圧迫することが
見込まれます。

山口市の状況は？

⇒ 比率の数値は良好です。

早期健全化基準 350.0%

22. 5%

資金不足比率

資金不足比率

事業収入を基に、独立採算を原則として経営する※公営企業に
ついて、資金不足額と収益とを比較して指標化したものです。

山口市の状況は？

⇒ 資金不足はありません。

経営健全化基準 20.00%

— 資金不足は
ありません。

※公営企業…水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、
国民宿舎事業、簡易水道事業をいいます。

本市は全ての指標において基準を下回っており、財政の健全性が保たれています。

今後も分析を継続しながら、安定した財政運営に努めていきます。

【用語の解説】

早期健全化基準 財政の悪化が警告段階であることを示す基準

4つの健全化判断比率の指標のうち、1つでもこの基準以上となった場合、「財政健全化計画」の策定が義務づけられ、自主的かつ計画的に財政の早期健全化を進めることとなります。

財政再生基準 財政が破綻状態であることを示す基準

将来負担比率を除く3つの健全化判断比率の指標のうち、さらに状況が悪化して、1つでもこの基準以上となった場合、「財政再生計画」の策定が義務づけられ、国の監督を受けながら財政の再生に取り組むこととなります。

経営健全化基準 早期に経営健全を図る必要があることを示す基準

資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合、「経営健全化計画」の策定が義務づけられ、自主的かつ計画的に経営健全化を進めることとなります。